



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行 に向けた準備セミナー

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

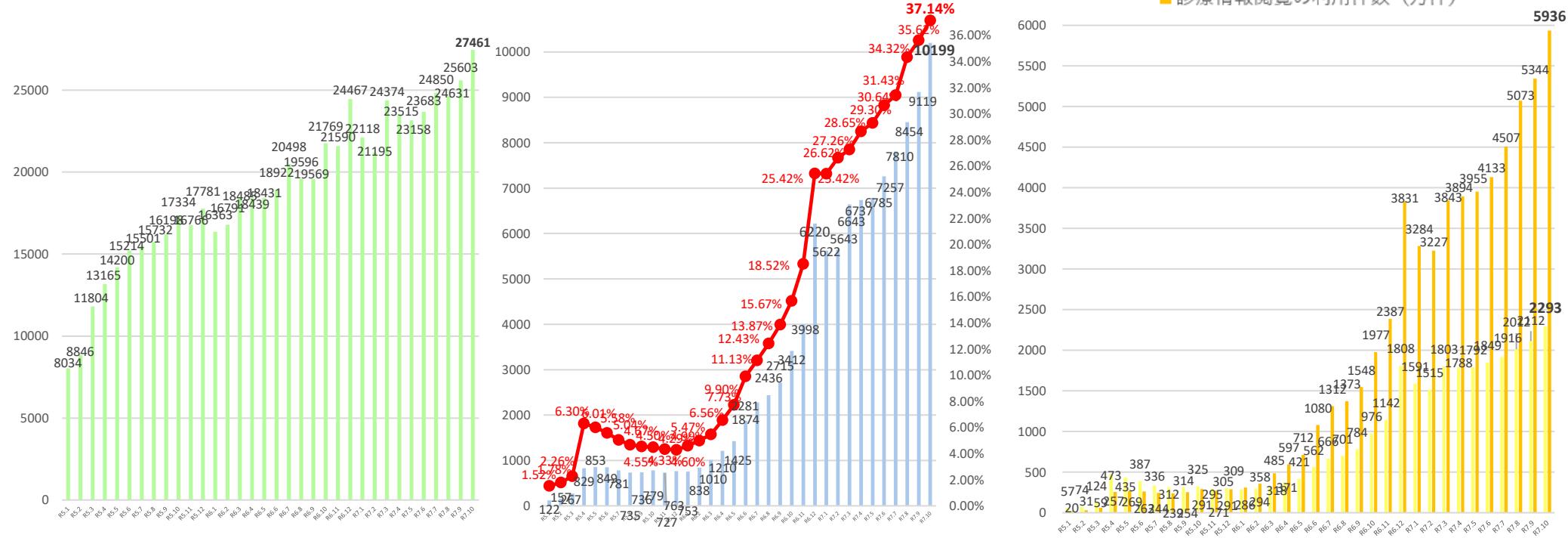
■ オンライン資格確認の利用件数 (万件)

■ マイナ保険証の利用件数 (万件)

● 利用率

■ 薬剤情報閲覧の利用件数 (万件)

■ 診療情報閲覧の利用件数 (万件)



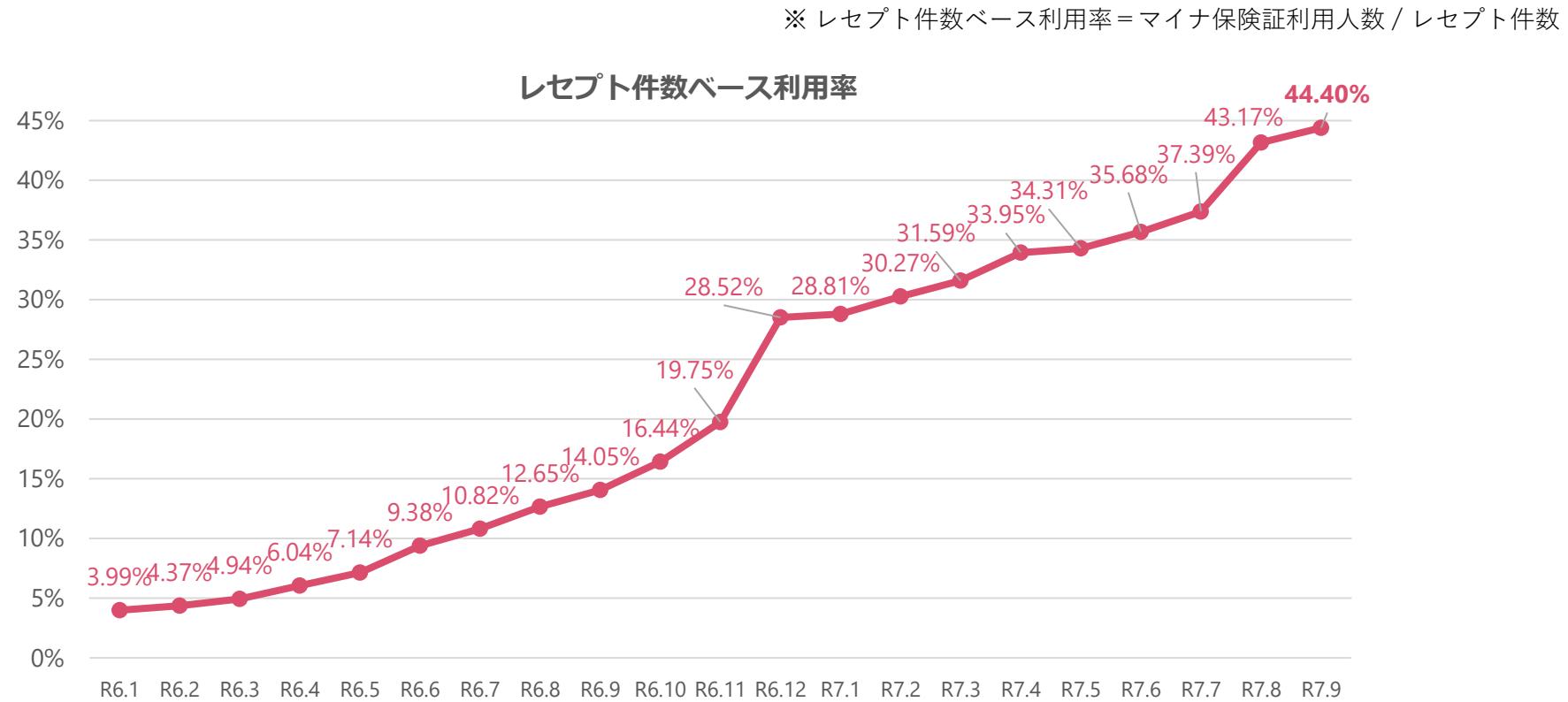
【10月分実績の内訳】

	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	23,346,654	13,308,759	10,037,895
医科診療所	115,722,929	41,849,983	73,872,946
歯科診療所	24,017,408	12,017,176	12,000,232
薬局	111,518,308	34,815,123	76,703,185
総計	274,605,299	101,991,041	172,614,258

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	3,925,944	1,543,534	6,723,730
医科診療所	11,439,854	11,587,222	29,092,608
歯科診療所	3,324,469	2,545,970	3,321,388
薬局	12,019,713	7,250,107	20,225,846
総計	30,709,980	22,926,833	59,363,572

マイナ保険証の利用状況について

令和7年9月のマイナ保険証の利用状況について、医療機関・薬局の受診時に発行されるレセプトの枚数に占めるマイナ保険証の利用人数の割合（レセプト件数ベース利用率）は44.40%。



＜参考＞

レセプト件数ベース利用率については、医療機関・薬局の受診時に発行されるレセプトの枚数に占めるマイナ保険証の利用人数の割合で算出されるため、その月に実際に医療機関等を受診した人数に基づくマイナ保険証利用状況を把握できる指標である一方、レセプトの枚数は受診月の翌月の一連の請求に関する手續が終わって初めて集計可能となるため、受診月から2か月遅れの数字になる。

本セミナーのアジェンダ

1. 医療機関・薬局での受付方法について

- ・これからの医療機関・薬局の受診方法（マイナ保険証と資格確認書）
- ・資格確認方法に関する周知物

2. マイナ保険証への移行に向けた対応について

- ・健康保険証の有効期限満了に向けた準備について
- ・マイナ保険証で受付が出来ない場合の資格確認方法、レセプト請求方法
- ・旧資格（過去の資格情報）でのレセプト請求・不詳レセプトの請求
- ・黒丸文字（●）が表示された際の対応
- ・顔認証付きカードリーダーで資格確認できないケースでのモバイル端末等の活用
- ・目視確認モードの利用
- ・オンライン資格確認未導入施設（義務化対象外等）における資格確認方法
- ・マイナンバーカードに関する有効期限

3. マイナ保険証以外の資格確認方法について

- ・資格確認書の種類等について
- ・有効期限切れの健康保険証等に関する暫定的な取扱いについて

4. その他のご案内

- ・スマートフォンでのマイナ保険証利用について
- ・訪問診療等、オンライン診療等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入について
- ・医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化

1. 医療機関・薬局での受付方法について

- これからのお医療機関・薬局の受診方法（マイナ保険証と資格確認書）
- 資格確認方法に関する周知物



これからの医療機関・薬局の受診方法（マイナ保険証と資格確認書）

- 令和7年12月1日に被用者保険の加入者 約7,700万人の保険証の有効期限が切れ、発行済みの保険証が全て有効期限の満了を迎えることになります。
- 今後は、医療機関・薬局を受診する際は、

マイナ保険証を**持っている方**

マイナ保険証

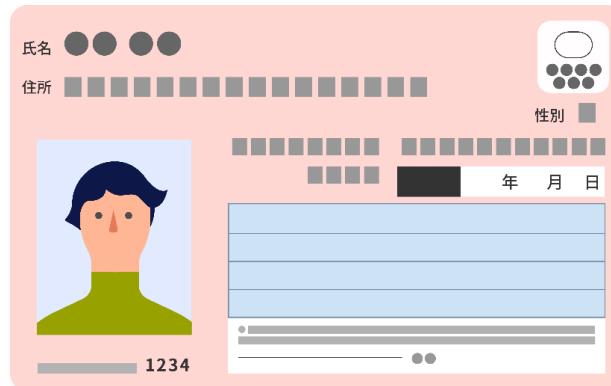
マイナ保険証を**持っていない方**

資格確認書

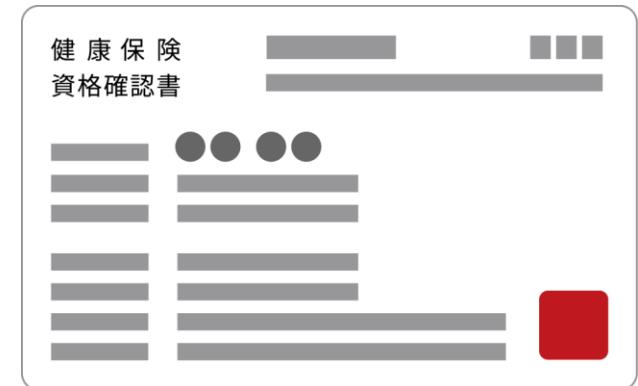
を利用するいただくのが基本となります。

※従来の健康保険証と同様に利用可能
※マイナ保険証未保有者には申請によらず交付

マイナ保険証（カード/スマホ）



資格確認書



資格確認方法に関する周知物

医療機関等の受付でご利用いただけるポスターや患者向けのリーフレットを公開しております。
ダウンロードしてご利用ください。

受付方法に関するポスター

お手元の健康保険証の有効期限は、
令和7年12月1日で満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、
マイナ保険証が資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証ならではのメリット

- 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

マイナンバーカードは健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。
ぜひ日頃から持ち歩いて、ご活用ください！

マイナ保険証の利用登録について

受診する際にマイナンバーカードをお持ちください。
医療機関等の受付窓口に設置されている顔認証付き
カードリーダーにマイナンバーカードを置くと、
利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の
案内がされます。

医療機関等に行く機会がない方は、マイナポータル(裏面参照)やセブン銀行のATM
での事前登録がおすすめです！

ご自身の利用登録状況が分からぬ方は、
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ ➤



「受付方法に関するポスター」はこちら

ご自身がマイナ保険証の利用登録をしているか
マイナポータルにてご確認いただけます

マイナ保険証の利用登録状況の確認方法

- スマートフォン・マイナンバーカードを用意します
- マイナポータル(モバイルアプリ)にログインします
- 「健康保険証」を押します
- 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

「未登録」の方は、画面に表示される「登録」をタップするとその場で登録完了できます！

あわせて確認！電子証明書の有効期限

- マイナンバーカードには、「ログインした者が、あなたであること」を証明するための電子証明書が搭載されています。
- 電子証明書には、有効期限が設定されています(確認方法は右回参照)。有効期限通知が表示される場合は、お早めに更新をお願いします。
- なお、電子証明書の有効期限は3か月間で、引き続きマイナ保険証でご使用できます。ただし、保険情報等の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。
- 有効期限は、登録の月の末日から3ヶ月間

よくある質問

マイナ保険証でないと受診等できない？

マイナ保険証をお持ちでない方は、申請により資格確認書が交付されます。登録したことを忘れている場合もあるので、記憶があいまいな方はマイナポータルにてご自身の利用登録状況をご確認ください。

0120-95-0178

マイナ保険証の有効期限について
平日:9時30分～20時00分
土日祝:9時30分～17時30分

厚生労働省



「受付方法に関するポスター」はこちら

患者向けリーフレット

これまで通りの自己負担額で
保険診療を受けられます

(令和7年6月時点)

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証

- 健康保険証利用登録したマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口にて設置されている顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限にご注意ください。

※マイナンバーカード有効期限は10年(未満年は8年)ですが、カードが搭載されている電子証明書の有効期限は3ヶ月間です。

マイナバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの裏面(左下の赤枠部分)に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。

▲マイナバーカードの券面

▲マイナポータルにログイン

電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！

- 電子証明書の有効期限の3か月前が来ると、手元に更新を案内する**有効期限通知書(封書)**が届きます。
- また、有効期限の3か月前より3ヶ月間まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、画面にマイナカードリーダーで**更新アラート**が表示されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能です。

※有効期限が切れの場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて遠ざかず更新ください。

マイナ保険証(マイナンバーカード)をお持ちでない場合

以下のどちらかをご利用ください

資格確認書

まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などは、今お持ちの健康保険証の有効期限内に資格確認書を無償で申請によります。保険証から交付します。

※令和7年12月1日までに有効期限を超過する場合は、1回の登録料金が2回分かかる場合があります。

0120-95-0178

マイナ保険証の
メリット等
について

QRコード
より確認ください

0120-95-0178

マイナ保険証の
メリット等
について

QRコード
より確認ください

「患者向けリーフレット」はこちら

顔認証付きカードリーダーの不具合などで
マイナ保険証による受付が上手くいかなくても、
自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です

マイナ保険証での受付が出来ない場合

マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合などで、何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のようないかだで資格確認を行います。

マイナバーカードを提示したが、受付が出来ない

ご提示可能な場合

再診の場合
初診の場合

資格情報のお知らせ

再診で健康保険証の提示は不要

初診で健康保険証の提示は不要

口頭確認

被保険者資格申立書

被保険者資格申立書について

初診の医療機関・薬局
で、手元に持つ
健康保険証で
資格確認できなか
った上、マイナポ
ータルの画面や資格
情報のお知らせを
合わせて見て、そ
こに記入いただく
書類です。



「患者向けリーフレット」はこちら

2. マイナ保険証への移行に向けた対応について

- 健康保険証の有効期限満了に向けた準備について
- マイナ保険証で受付が出来ない場合の資格確認方法、レセプト請求方法
- 旧資格（過去の資格情報）でのレセプト請求・不詳レセプトの請求
- 黒丸文字（●）が表示された際の対応
- 顔認証付きカードリーダーで資格確認できないケースでのモバイル端末等の活用
- 目視確認モードの利用
- オンライン資格確認未導入施設（義務化対象外等）における資格確認方法
- マイナンバーカードに関する有効期限

ひと、くらし、みらいのために



健康保険証の有効期限満了に向けた準備について

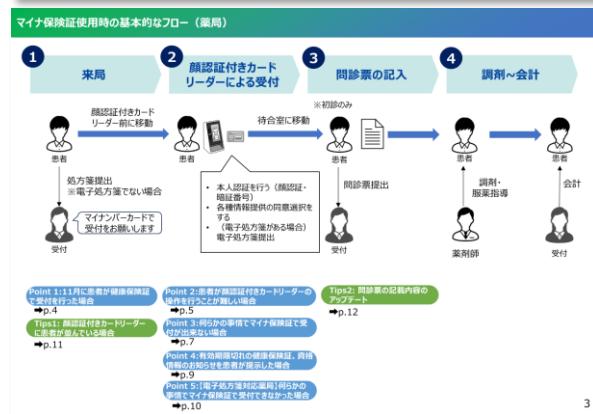
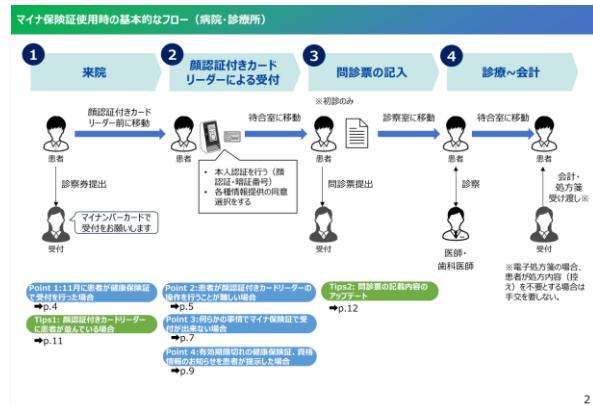
本年12月1日をもって従来の健康保険証は有効期限が満了となり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたします。健康保険証をお使いの方には、12月からはマイナ保険証か資格確認書を持参いただくよう、お声掛けください。また、運用のポイント、患者への案内のポイントをまとめた資料を公開しております。こちらも活用して患者の動線や職員の体制等についてあらかじめご確認ください。

運用のポイント、患者への案内のポイントをまとめた資料

医療機関・薬局向け

マイナ保険証を基本とする仕組みに 本格移行することに伴い、 運用整備をお願いいたします

令和7年11月 1.0版



二次元コード▼



健康保険証の有効期限満了に向けた準備について

12月2日以降、初めてマイナ保険証を利用する方の増加が予想されるため、そういう方もスムーズに顔認証付きカードリーダーを操作できるよう、厚労省HPに掲載している機種ごとの使い方資料も是非ご活用ください。

使い方イメージ



ダウンロードはこちら

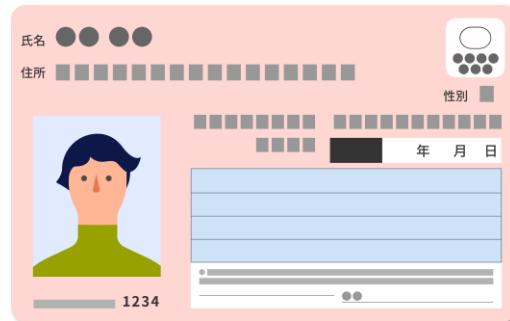


マイナ保険証で受付が出来ない場合の資格確認方法・レセプト請求方法 (マイナ保険証で受付が出来ない場合の具体例)

マイナ保険証を利用する際に、以下に示す事例の場合など**何らかの事情で資格確認を行えない場合**があります。その際は次ページに記載の資格確認方法で資格確認を実施していただき、**患者が適切な自己負担分（3割分等）をご請求いただくようご協力をお願いいたします。**

マイナ保険証で受付が出来ない例

マイナ保険証（マイナンバーカード）利用時



1. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ等

患者のマイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ（詳細はP24）やICチップが破損し、読み取れない

2. 機器トラブル等

ネットワークエラー、顔認証付きカードリーダーが起動しない等の理由で資格確認ができない

マイナ保険証（スマートフォン）利用時



1. スマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない

スマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していないが、患者がスマートフォンのみを持参しており、実物のカードや資格確認書等で資格確認ができない場合

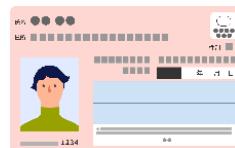
2. 機器トラブル等

ネットワークエラー、汎用カードリーダーの故障等の理由で資格確認ができない

マイナ保険証で受付が出来ない場合の資格確認方法・レセプト請求方法 (資格確認方法)

前頁の事例など、**何らかの事情で資格確認を行えなかった場合**、以下の①～④のいずれかの方法で患者の資格情報を確認してください。

資格確認方法



マイナンバーカードを提示したが、
受付が出来ない

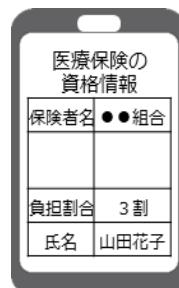
→①～④いずれかの方法で資格確認



マイナ保険証（スマートフォン）を
提示したが、**受付が出来ない**
→①の方法で資格確認

※マイナンバーカードを持参している場合は、マイナンバーカードでの資格確認も可能

1 マイナポータルの 資格情報画面を表示



マイナンバーカード利用時

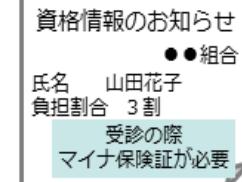
マイナンバーカードと併せて
提示。
事前にダウンロードした
PDFファイルの利用も可能。

スマートフォン利用時

その場でマイナポータルにログ
インし、資格情報の画面を
表示。

2

資格情報のお知らせ



資格情報のお知らせ

●●組合

氏名 山田花子
負担割合 3割
受診の際
マイナ保険証が必要

①または②で資格確認が行えない場合

再診の場合

3

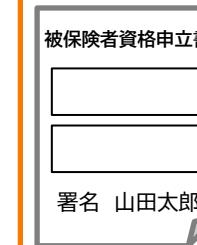
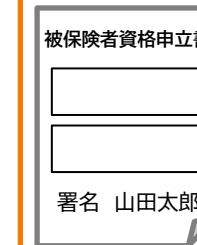
口頭確認

施設側で
資格確認に
必要な情報を
把握していれば、
職員より
口頭で確認

初診の場合

4

被保険者資格申立書



署名 山田太郎

マイナ保険証で受付が出来ない場合の資格確認方法・レセプト請求方法 (「資格（無効）」や「資格情報なし」等の結果が返ってくる場合の対応方法)

マイナ保険証で受付はできたものの、有効な保険資格を有している方でも、「資格（無効）」や「資格情報なし」等の結果が返ってくる場合もあります。その際は下記の資格確認方法でご対応ください。なお、「資格（無効）」や「資格情報なし」の表示は、必ずしも、その方に有効な保険資格がない状態であることを示すものではありません。

資格（無効）等の結果が返ってくる場合の例

◇資格（無効）◇

- ・ 転居・転職で、保険者の加入手続き中や情報登録遅れ等があり、最新の資格が確認できない場合

◇資格情報なし◇

- ・ 保険者にて該当の被保険者の資格情報等を削除している場合
- ・ ドメスティック・バイオレンス（DV）などにより資格情報の表示を停止している場合 等

資格確認方法

マイナポータルの
資格情報画面を表示

マイナンバーカード利用時
資格（無効）等の結果が
返ってくる場合、マイナポータルで
資格情報が表示できません

2

資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ
●●組合
氏名 山田花子
負担割合 3割
受診の際
マイナ保険証が必要



①また②で資格確認が行えない場合

再診の場合

初診の場合

3

口頭確認

施設側で
資格確認に
必要な情報を
把握していれば、
職員より口頭で確
認

被保険者資格申立書

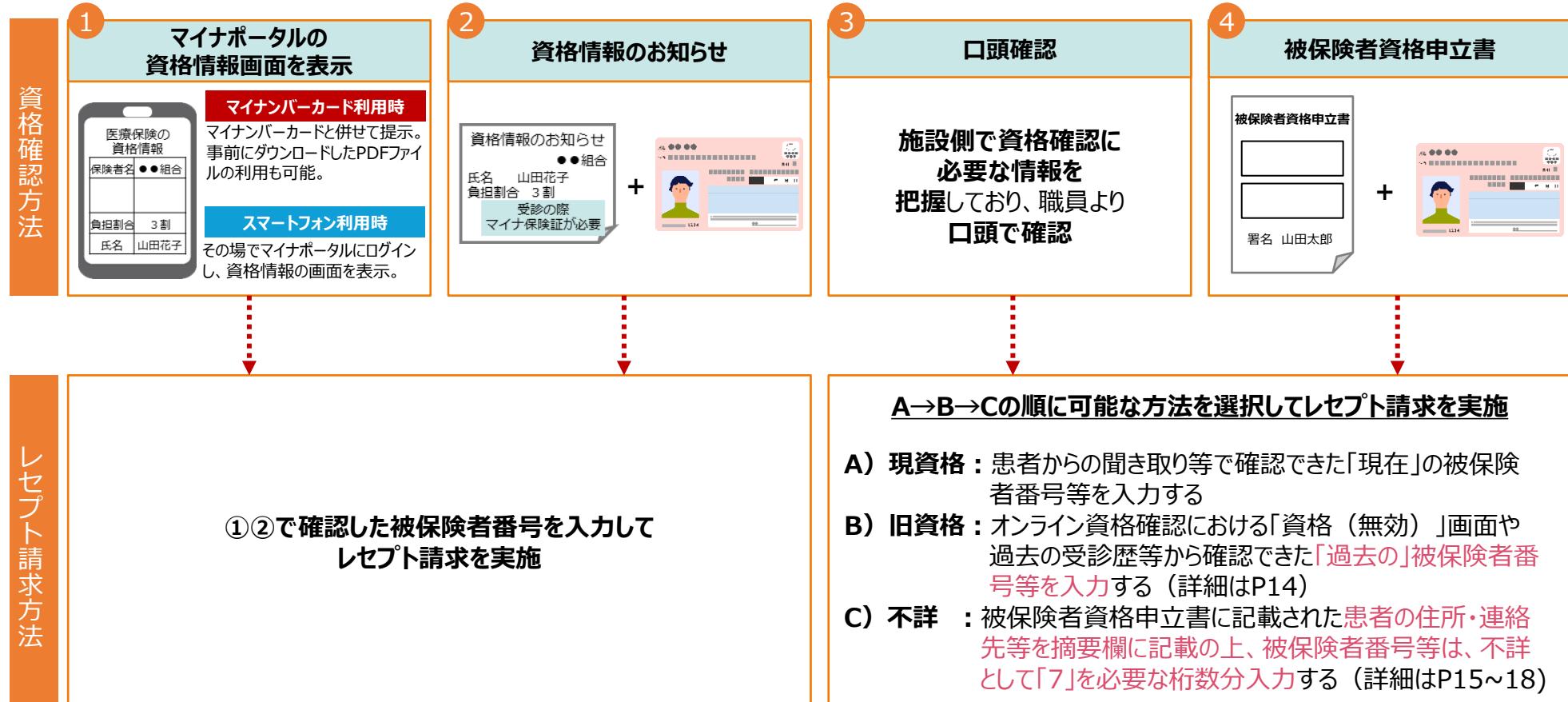
被保険者資格申立書

署名 山田太郎



マイナ保険証で受付が出来ない場合の資格確認方法・レセプト請求方法 (レセプト請求方法)

①～④の方法で、資格確認を行っていただいた場合、それぞれ以下のとおりレセプト請求してください。
③④の場合は、現在の被保険者番号が分からなくても、過去の資格情報（詳細はP14）や、被保険者番号等不詳（詳細はP15～18）などでレセプト請求いただくことが可能です。
患者が適切な自己負担分（3割分等）の支払いで保険診療を受けられるよう、ご対応をお願いします。



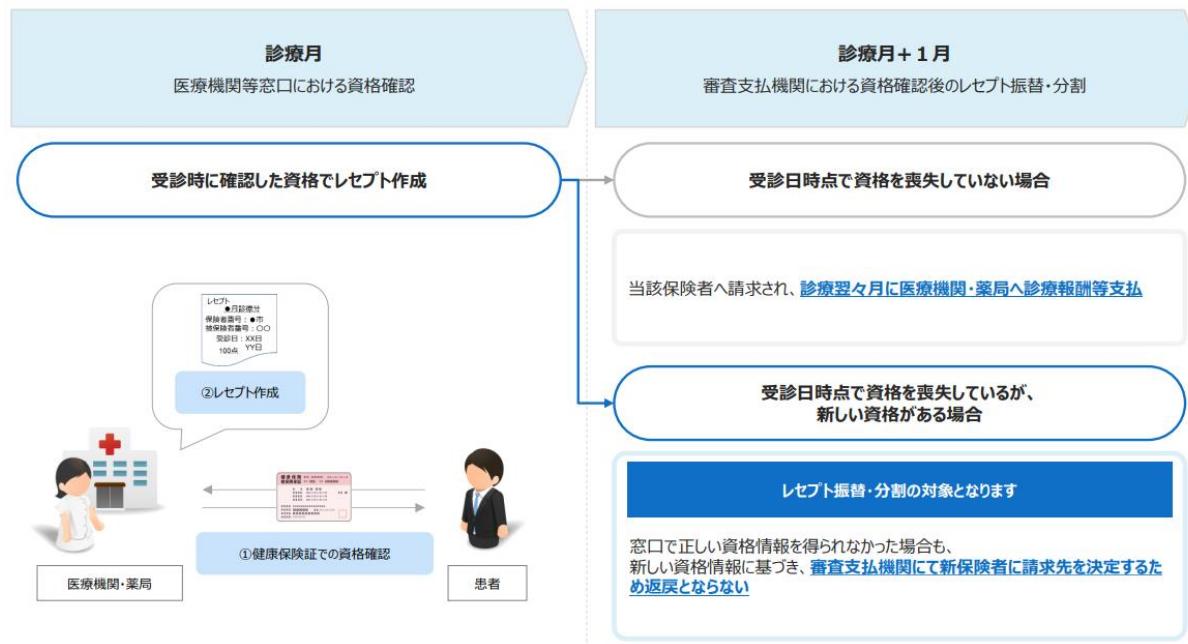
旧資格（過去の資格情報）でのレセプト請求

マイナ保険証で受付をした際に最新の資格情報が分からず、「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた旧資格に基づき請求された場合、新たな保険者等からデータ登録があれば、以下に記載のレセプト振替・分割機能により、返戻されることなく自動で請求先が切り替わります。

そのため、過去の資格情報がわかる場合には、不詳ではなく過去の資格情報でレセプト請求してください。

レセプト振替・分割機能とは

- 審査支払機関において、電子レセプトに記録された保険者番号、記号、番号、枝番及び生年月日を確認し、その結果、資格が変更となっている場合は、レセプトを新資格に振替または分割するものです。
- 電子レセプトの「振替・分割」により、これまで返戻となっていた資格喪失後の受診レセプトは、新資格が判明した場合に、返戻されることなく新資格の保険者へ送付することが可能です。



※一部、レセプト振替・分割において、変更先の資格情報が判明している場合であっても、振替・分割ができず、保険者へ請求後に返戻となる可能性があります。対象外となる事例は、以下の二次元コードよりご確認ください。



不詳レセプトの請求

不詳レセプトは「マイナ保険証の利用時に、何らかの事情でマイナ保険証で資格確認できなかった場合」であって、かつ、「マイナポータル画面・資格情報のお知らせ・過去の受診歴等による過去の保険情報でも保険資格が確認できなかった場合」に、患者に「被保険者資格申立書」を記入いただいた上で被保険者番号等を「不詳」として請求する方法です。不詳レセプトの請求は以下の①～③の手順で行ってください。



被保険者番号不詳でのレセプト請求までの手順

被保険者番号不詳でのレセプト請求の対応可否の確認（詳細はP16）

- ① 不詳レセプトの請求は、何らかの事情でマイナ保険証で資格確認できなかった場合に実施いただくものですので、対象となるケースかをご確認ください。

患者の被保険者資格申立書の記入（詳細はP17）

- ② 患者に被保険者資格申立書を記入いただくにあたっては、P17に記載の「記入のPOINT」を参考に、記入漏れ等のないようにご注意ください。

事後での資格確認とレセプト請求（詳細はP18）

- ③ 不詳レセプトの請求を行う前に、事後で患者の資格確認ができないか、また、旧資格で請求可能ではないか等の確認を行ってください。

不詳レセプトとして請求する際は、摘要欄への記入漏れ等がないかも併せてご確認ください。

不詳レセプトの請求

①被保険者番号不詳でのレセプト請求の対応可否の確認

被保険者番号不詳でレセプト請求を行うにあたり、患者が以下のケースに当てはまるか確認してください。

該当しない場合、被保険者資格申立書の使用及び被保険者番号不詳でレセプト請求はできません。

現在有効な保険資格を有していますか？

被保険者番号不詳でのレセプト請求は、受診時に有効な保険資格を有している患者のみに実施可能です。

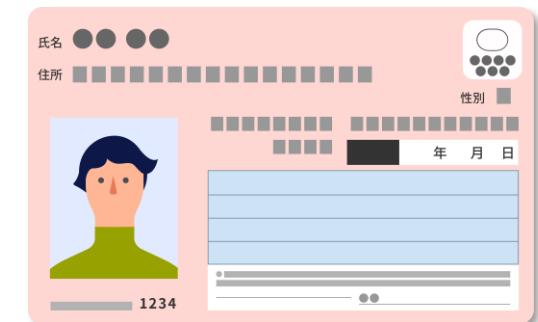
マイナ保険証（マイナンバーカード）を持参していますか？

患者がマイナ保険証（マイナンバーカード）を提示していない場合は、被保険者番号不詳でのレセプト請求はできません。

※資格確認書や、マイナ保険証（スマートフォン）のみをご提示いただいた場合は、被保険者番号不詳でのレセプト請求は行えません。

新生児の場合、マイナ保険証が利用可能となるまで一定の時間を要しますので、マイナンバーカードで資格確認する際は、利用登録済みかご確認ください。

※出生直後に受診する必要がある際は、加入時に資格確認書の交付を受けていただくようご案内ください。



初診（初回）ですか？

再診や複数回受診の場合、以下の方法で患者の資格情報を確認してください。

再診

過去に受診歴があり、請求に必要な資格情報を把握していれば、口頭で資格情報に変更がないか等を確認いただきます。この場合、確認できた資格で請求してください。

複数回受診

実日数が2日以上ある場合は、資格情報を確認する機会が複数回あることから、医療機関等から患者へ事後的に確認し、判明した資格で請求してください。

不詳レセプトの請求

②患者の被保険者資格申立書の記入

被保険者資格申立書の記載不備は、レセプト請求後の返戻に繋がることになります。

記入のPOINTをご確認のうえ、可能な限り、漏れなく記入いただくよう患者にご案内ください。

マイナンバーカードの券面情報と相違が無いようご注意ください。

💡記入のPOINT💡

①保険種別

保険種別が誤っている場合、審査支払機関で補正ができません。「社保」「国保」等の記入誤りが多いため、ご注意ください。

②連絡先電話番号!

事後的に患者から医療機関等に資格情報の提供がなかった場合、医療機関等から患者への確認が必要となりますので、漏れなく記入してください。

別紙様式

被保険者資格申立書

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り記入してください。

※ 以下の各項目に可能な範囲で記入いただき、□には、あてはまる場合に「✓」を記入してください。なお、本申立書に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求等に必要な範囲でのみ使用し、診療報酬請求等の請求・支払等に係る必要な事務を終えた段階で、速やかに廃棄します。

1 保険証等に関する事項

保険証の有無	□有効な保険証の交付を受けている
保険種別	<input checked="" type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> わからぬ
保険者等名称	
事業所名 ^{※1}	
保険証の交付を受けた時期	<input type="checkbox"/> 1ヶ月以内 <input type="checkbox"/> それより前 <input type="checkbox"/> わからぬ (わかる範囲でご記入ください。)
一部負担金の割合 ^{※2}	<input type="checkbox"/> 3割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> わからぬ

※1 保険種別で社保（保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合）、国保（保険者が国民健康保険組合の場合のみ）、その他（国保管、公費単独医療の場合）、わからぬの□に「✓」を記入された場合は、事業所名（お勤めの会社名等）の記入をお願いします。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求等させていただく場合があります。

2 マイナンバーカードの券面事項等

氏名	
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所	

※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の住所がある場合はこちらにご記入ください。
※4 マイナンバーカードの券面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのまま記入してください。氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の住所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

年 月 日

署名	(患者との関係 ^{※5} :)
2 連絡先電話番号	

※5 (患者との関係)欄は、保護者の方等が署名された場合にご記入ください。



「被保険者資格申立書」
はこちら

不詳レセプトの請求

③事後での資格確認とレセプト請求

被保険者番号不詳でのレセプト請求を行う前に、以下の3点をご確認ください。

患者から資格情報の提供はありましたか？

患者から事後的に被保険者番号等の**資格情報の提供があった場合、不詳ではなく、確認できた保険資格でレセプト請求**を行ってください。**提供がなかった場合には、患者へ事後確認**をお願いいたします。

旧資格でレセプト請求が可能なケースではないですか？

マイナ保険証で受付したものの、「資格（無効）」の結果が返ってきた患者に関しては、最新の保険資格が確認できなかった場合、**「旧資格」でレセプト請求**してください。「旧資格」で請求した場合でも、新たな保険者等からデータ登録があれば、**レセプト振替・分割機能**により自動的に請求先が振り替えられます。

摘要欄への入力もれはありますか？

レセプトの摘要欄には**以下の項目の記録が必要**ですので、漏れなく入力されているかご確認ください。

※特に**「患者の連絡先の未記載」**が多く、連絡が取れずに、結果として**「資格の特定に至らず一旦返戻」**せざるをえないケースもあります。

【必ず記載する項目】

- | | |
|----------|---------------|
| ✓ 不詳 | ✓ 事業所名 |
| ✓ カナ氏名 | ✓ 住所 |
| ✓ 保険種別 | ✓ 連絡先 |
| ✓ 保険者等名称 | ✓ 患者への連絡を行った日 |

黒丸文字(●)が表示された際の対応

オンライン資格確認を実施した結果、黒丸が表示されることがあります、保険資格としては問題ございません。マイナンバーカードのカナ氏名の確認による受付や、**黒丸表記のままでのレセプト請求も可能**ですので、患者が適切な自己負担分（3割分等）をご請求いただくようご協力をお願いいたします。

また、今後、**黒丸で表示される文字を縮小させていくための取組を進めていく予定**です。

黒丸（●）が表示された際の対応

旧字等について、氏名や住所のうち変換が出来ないものが「●」として表示されますが、マイナンバーカードのカナ氏名の確認による受付や、
表示された内容のまま、レセプト請求していただくことも可能です。
患者には、**適切な自己負担分（3割分等）を請求していただくようお願いします。**

今後の対応方針

今後、**黒丸で表示される文字を縮小**させていく対応を実施予定です。

対応例)

- 保険者で使用している拡張文字への対応（例：「高」「崎」など）
- 保険者で独自に使用しているユーザー外字への対応（例：「吉」など）

顔認証付きカードリーダーで資格確認できないケースでのモバイル端末等の活用

医療機関・薬局の窓口において、以下のように**患者が顔認証付きカードリーダーの操作ができないケースや顔認証付きカードリーダーの故障等のケース**において、資格確認ができない場合についても**モバイル端末等（居宅同意取得型）を利用してオンライン資格確認を行うことが可能**です。

モバイル端末購入やレセプトコンピュータの改修等には補助もございますので、活用のうえ導入をご検討ください。
(申請期限：令和8年1月15日)

居宅同意取得型を利用する主な利用ケース

	<h3>①発熱や風邪症状</h3> <p>発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行うケース</p>		<h3>②ドライブスルー等</h3> <p>車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式等の運用を行っているケース</p>
	<h3>③緊急入院等</h3> <p>緊急入院により受付窓口で資格確認せずに入院した患者の資格確認を病室で行うケース</p>		<h3>④機器故障等</h3> <p>機器故障時や車いす等の利用者や高齢者・障害者など、顔認証付きカードリーダーの操作が困難なケース</p>

導入に対する財政支援 申請期限：令和8年1月15日

	補助率	補助限度額
病院	1/2	41.1万円 ※事業額上限 82.2万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円)
大型チェーン薬局	1/2	8.5万円 ※事業額上限 17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円)
診療所・薬局	3/4	12.8万円 ※事業額上限 17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円)



「導入の手引き」はこちら

※ 外来診療等（通常とは異なる動線①～③・機器故障時等④）としての補助金申請はいずれか1回のみとなります。

目視確認モードの利用

顔認証付きカードリーダーの操作を行うことができない場合などにおいて、目視確認モードをご利用ください。本年4月のシステム改善後の目視確認モードご利用には、目視確認用バスコードの発行が必要となりますので、まだの場合は以下のリーフレットを参考に発行をお願いいたします。

顔認証付きカードリーダーの操作が困難なケース



体調が悪く、ずっと立って操作するのが難しい。



顔認証がうまくいかないが、暗証番号も忘れてしまった。



子供の体調が悪い。顔認証ができる状態ではないし、子供の暗証番号は覚えていない。



操作がよくわからない。



障害や怪我等により、自分でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにおくことが難しい。

目視確認モードに関するリーフレット

医療機関・薬局のみなさまへ

顔認証付きカードリーダーの目視確認モードが改善されました

何らかの事情で顔認証や暗証番号での本人確認ができない方に対してご利用いただく、目視確認モードについて、これまで立ち上げる際に資格確認端末から操作が必要でしたが、顔認証付きカードリーダーの操作のみで利用できるように改善されました。

目視確認モードの使用場面

以下のような場合に、医療機関等の職員が顔認証付きカードリーダーを目視確認モードに切り替え、目視確認を行ってください。

- 顔認証がうまくいかず、かつ患者本人が暗証番号を忘れてしまった。(又は暗証番号を3回連続で間違えてロックがかかった)場合
- 患者ご本人が認知症・障害等により、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 体調・状況が悪化して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 機械のトラブル等で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合

目視確認モード使用時の流れ

目視確認モードを使用するにあたり、事前にオンライン資格確認等システムのアカウントごとにバスコードの発行が必要になります。裏面の手順で設定してください。

- 顔認証付きカードリーダーの画面で「職員用ボタン」を選択してください。
- 事前に発行された目視確認用バスコードを入力してください。
- 職員が顔写真を目標で、確認して本人確認を行いたい患者にマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことをご案内ください。

●以降は通常どおりの同意画面に遷移します。

目視確認用バスコードの発行方法

- オンライン資格確認等システムにログインします。
マイナーのアカウント情報管理から「目視確認用バスコード発行」をクリックします。
- 「目視確認用バスコード発行」が表示されますので、「発行」をクリックします。
- 確認メッセージが表示されますので、「OK」をクリックします。
- バスコード(4桁)が表示されますので、「OK」をクリックします。
※OKをクリックするとバスコードを再表示できませんので、ご注意ください。

「目視確認用バスコード」の発行方法

A: 有効期限はありません。

Q: 目視確認用バスコードを忘れてしまいました。どこで確認できますか？

A: 発行済バスコードの照会機能はありません。忘れた場合は、新しいバスコードでの再発行が必要です。

厚生労働省 Webサイト
(医療機関・薬局、システムベンダー向け)

医療機関等向け
総合ポータルサイト

QRコード

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

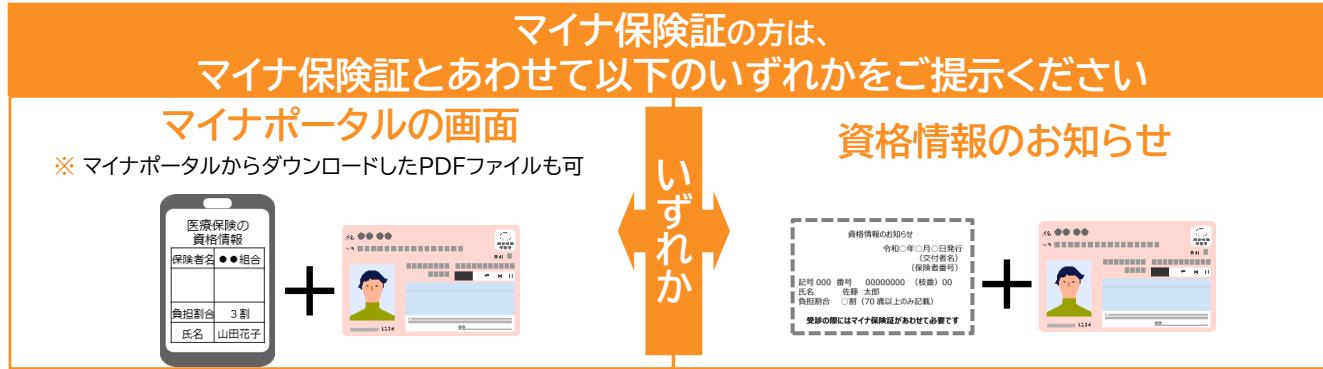


URL▼

[https://www.mhlw.go.jp/
content/10200000/0014
73356.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001473356.pdf)

オンライン資格確認未導入施設（義務化対象外等）における資格確認方法

紙レセプトによる請求が認められている、オンライン資格確認導入の義務化対象外施設などにおいては、資格確認書で資格確認いただくか、以下のとおりマイナンバーカードと併せて、マイナポータルの資格情報の画面または資格情報のお知らせの提示により資格確認を行ってください。

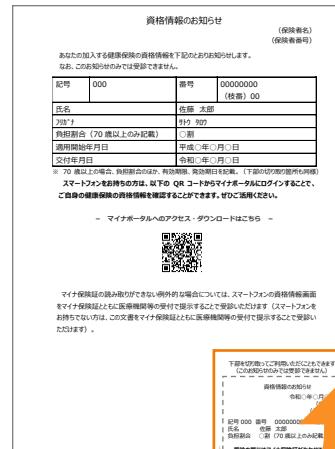


マイナポータルでの表示方法

マイナポータルにログイン
※ スマートフォンにアプリをダウンロードしていない方は、ダウンロードからお願いします



資格情報のお知らせとは



使用する際は、
切り取ってください。



マイナ保険証をお持ちの方に、
申請によらず交付される書類
で、**単体では受診できません。**

オンライン資格確認未導入施設（義務化対象外等）における オンライン資格確認（資格確認限定型）について

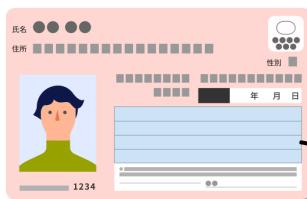
オンライン資格確認未導入施設（義務化対象外等）においては、簡易的な仕組みであるオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入が可能となっております。

今後、マイナ保険証のみを持参して来院する患者の増加が見込まれますので、補助を活用し導入をぜひご検討ください。（補助期限：令和8年1月15日）

✓ オンライン資格確認（資格確認限定型）とは

- 保険医療機関・薬局で準備したモバイル端末等を用いて患者のマイナンバーカードを読み取り、患者の保険資格情報を確認するもの。
- 顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認と比べ、保険資格情報のみを確認する簡素な仕組みのため、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧はできません。

患者のマイナンバーカード



マイナンバーカードの
読み取り

患者の保険資格情報を確認



保険医療機関・薬局の端末



スマートフォン



タブレット
+Bluetooth

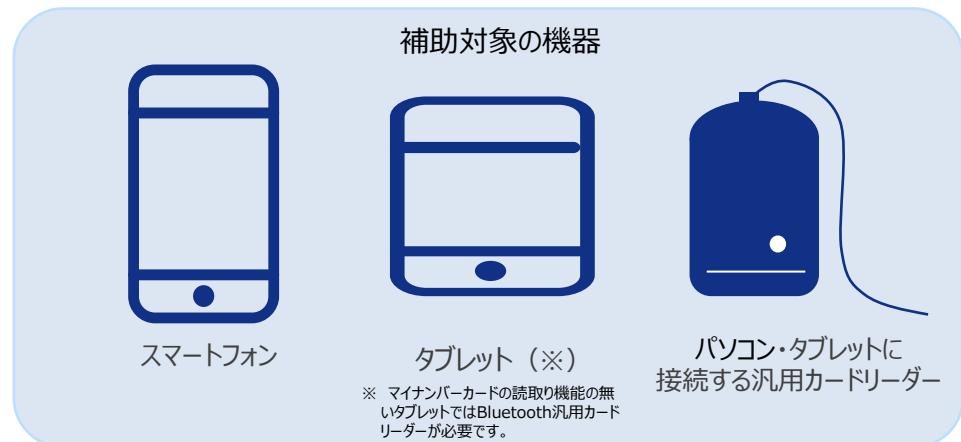


or
パソコン (Windows)
+有線汎用カードリーダー

※ 資格確認限定型は
Windows10、Windows11での
ご利用に対応しています。

✓ オンライン資格確認の導入に対する財政支援について

- オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入（パソコン・タブレットに接続する市販の汎用カードリーダー、モバイル端末の購入）に対して費用補助を行います。



補助額：最大3.1万円
申請期限：令和8年1月15日

※事業費に対し3/4の補助

詳細は、「導入の手引き」をご確認ください。
(右の二次元コードよりご覧いただけます。)



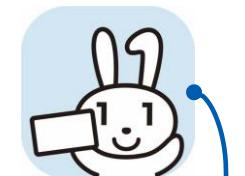
マイナンバーカードに関する有効期限について

- マイナンバーカードには、
①カード本体にも有効期限があり、発行日から**10回目の誕生日**（未成年者は5回目）まで
②カードに搭載された電子証明書の有効期限は、**5回目の誕生日**まで
の2種類が設定されています。

電子証明書の有効期限の確認方法



▲マイナンバーカードの券面
※手書きで記載されていない場合もあります



マイナポータルに
ログイン

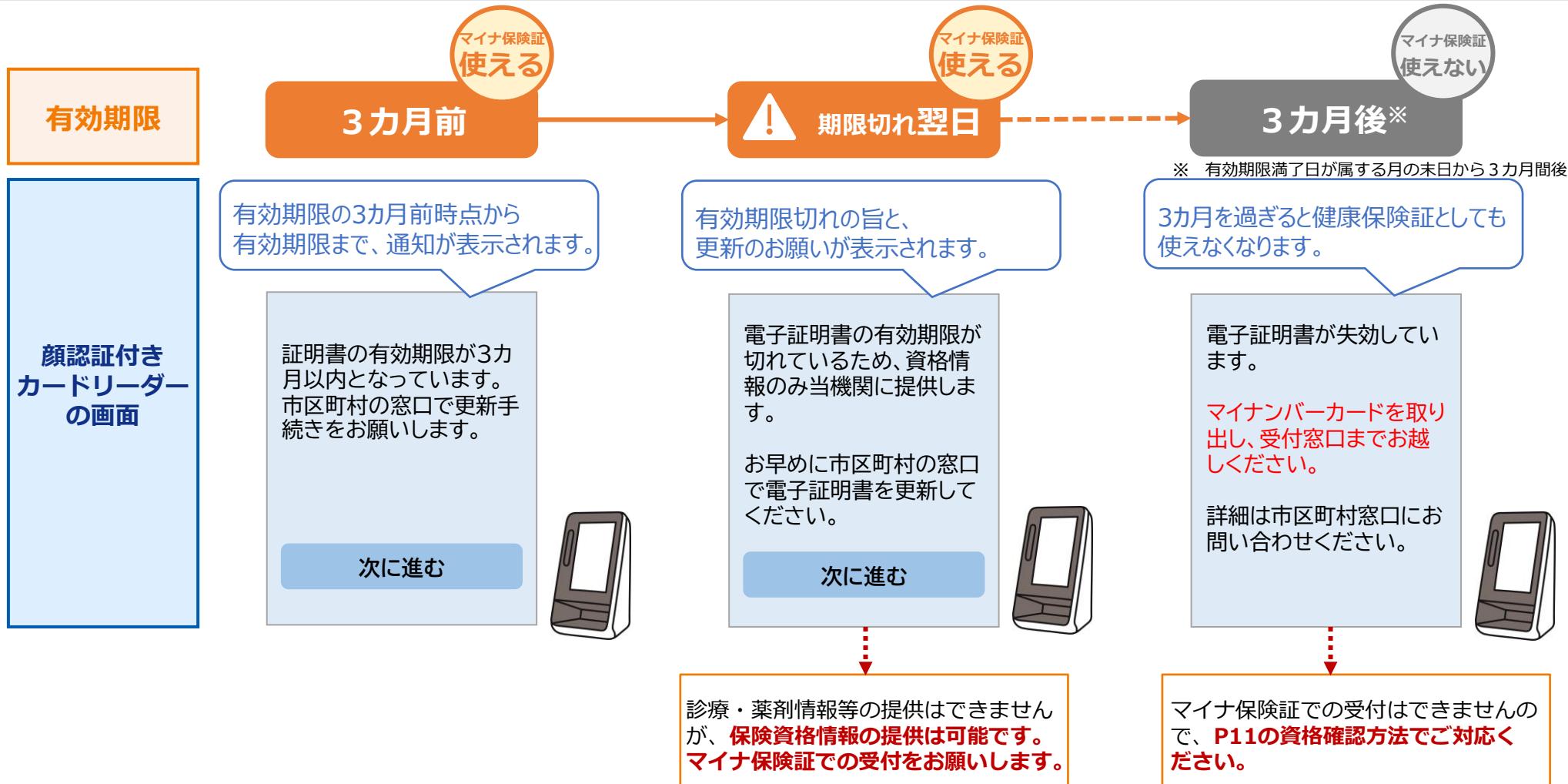
▲マイナポータル



- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、医療保険の資格の付与とは別に定められているものであり、**電子証明書の有効期限切れとともに、医療保険の資格自体が喪失するものではありません**ので、患者には適切な自己負担分をご請求いただきますようご協力をお願いいたします。
- 電子証明書の有効期限が切れた場合でも、
 - ・**有効期限満了日が属する月の末日から3ヶ月間は資格情報の閲覧が可能**ですでの、通常どおりマイナ保険証での受付をお願いします。
 - ・それ**以降は、P11の資格確認方法で資格確認**を行ってください。

(参考) マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた際における、顔認証付きカードリーダーでの表示画面について

医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーでも、以下のように電子証明書の有効期限のアラートが表示されます。医療保険の資格自体が喪失するものではありませんので、患者には適切な自己負担分をご請求いただきますようお願いいたします。



(参考)

資格確認方法及びレセプト請求方法に関する特設ページの案内

医療機関等向け総合ポータルサイトに、マイナ保険証で受付が出来できない場合の資格確認方法やレセプト請求方法をまとめた特設ページを設けております。
ご不明点があれば、まずは以下サイトをご覧ください。

KB0011769

医療機関・薬局の窓口における資格確認方法（資格確認書の種類について追記しました）

■ 更新者：一般職員09・曲 2時間前・閲覧数：821522・★★★★☆

◆◇重要なお知らせ◇◆

従来の健康保険証は、令和7年12月1日をもって有効期限が満了となります。それに伴い、12月1日前後で、マイナ保険証や資格確認書の利用者が急増することが予想されます。

医療機関・薬局の皆さまにおかれましては、本記事に記載している、資格確認方法や、マイナ保険証での受付が出来ない場合の対応等を改めてご確認のうえ、引き続き、患者が適切な自己負担分（3割分等）の支払いを受けるよう、ご協力をお願いします。

また、患者への対応にあたっては、適宜、記事後半に掲載している周知広報物等をご活用ください。

◇目次◇

【資格確認に関する情報】

- ・医療機関等の窓口で資格確認を行う方法
- ・マイナ保険証での受付が出来ない場合の資格確認方法・レセプト請求方法
- ・「資格（無効）」や「資格情報なし」等の結果が返ってくる場合の対応方法
- ・資格確認書の種類について ←NEW！
- ・健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱い（令和8年3月31日まで） ←NEW！
- ・目視確認モードの活用
- ・オンライン資格確認未導入施設における資格確認方法

【その他の情報】

- ・マイナンバーカードに関する有効期限
- ・患者向けリーフレット
- ・オンライン資格確認運用後のよくある質問
- ・セミナー動画

二次元コード▼



URL▼

https://iryohokenjyoho.servicenow.com/kb?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011769&view=sp

(参考) 簡単チェックシートの案内

医療機関等向け総合ポータルサイトにて、顔認証ができないといった不具合が発生した際にご活用いただく、「簡単チェックシート」を公開しておりますので、ダウンロードして、ぜひご活用ください。

KB0011370

【お知らせ】顔認証付きカードリーダーの簡単チェックシート（統合版）を作成しました

更新者：管理者98 約1年前 閲覧数：95135 ★★★☆☆

顔認証付きカードリーダーが正常に動作しない、顔認証ができないといった不具合が発生した際の、保険医療機関・薬局にて最初にご確認していただきたいことや、機器の再起動の手順などについてまとめた「簡単チェックシート」を顔認証付きカードリーダーのメーカー別に作成しました。

また、メーカー各社分を統合して、掲載内容をさらに限定した「簡単チェックシート（統合版）」も作成しましたので、ご活用ください。

※ 以下のリンクからダウンロードしてください。

簡単チェックシート（統合版） (片面印刷で1枚)
メーカー別の簡単チェックシート（両面印刷で1枚（2ページ））
 富士通 JapanCaora
 パナソニック コネクト
 アトラス情報サービス EXC-9000
 アルメックス Sma-paマイナタッチ
 キヤノンマーケティング ジャパンHi-CARA

固定リンクのコピー

二次元コード▼



URL▼

https://iryohokenjyoho.servicenow.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011370

(参考) チャットボット（シカク君）

医療機関等向け総合ポータルサイトには、チャットボット（シカク君）もございます。前述の「簡単チェックシート」と併せてご活用ください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係るお知らせや、各種手続（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。

重要なお知らせ

- 【お知らせ】令和6年11月8日からの大雨に伴う災害にかかる対応について
- 【重要】医療DX推進体制整備加算の算定に用いるマイナ保険証利用率等を確認したい方はこちらをご覧下さい。（令和6年11月適用分(12月レセプト請求分)の利用率を更新しました！）
- 【重要】【お知らせ】一部の顔認証付きカードリーダーの不具合について（USEN-ALMEX社）
- 【お知らせ】お知らせしたマイナ保険証利用率の誤りについて
- 【重要】顔認証付きカードリーダーの画面変更について

（過去の重要なお知らせを参照）

よく参照されている記事はごちら（トピック）

チャットでお問い合わせ...

たった今

ご利用ありがとうございます！オンライン資格確認等に関するご質問にお答えします。

質問内容をボタンから選択してください。

カードリーダーが正常に動作しない

カードリーダーのメーカーを選択してください。
エラーコードが分かっている場合は、「エラーコードの入力」を選択ください。

エラーコードの入力

表示されているエラーコード（3桁の数字）を、入力欄から半角数字で入力して下さい。
(例: 001)

011

○資格確認端末不良のため、端末導入設定ペンダに連絡してください。不具合が解消するまでは、患者に健康保険証を出してもらい、現物を用いて資格確認を行ってください。
○患者が初回の来院/来局で、かつ健康保険証を所持していない場合は、マイナバーカードの券面から以下の情報を控えてください。患者からは3割分を受領してください。
・氏名（漢字）又は氏名（カナ）
・性別
・生年月日
・住所又は保険者名
○オンライン資格確認等コールセンターに問合せを行い、緊急時医療情報・資格確認機能が利用可能になった後に、保険資格の確認を行ってください。詳しくは、「オンライン資格確認等システム操作マニュアルシステム障害時編」をご確認ください。
※カードリーダーのエラーコードに対するトラブルシューティングは[こちら](#)をご確認ください。

オプションを選択してください。

URL : https://iryohokenjyoho.servicenow.com/csm?id=csm_index



チャットボットに顔認証付きカードリーダーに表示されたエラーコードを入力することで、原因や対処法がわかります。ぜひご活用ください。

3. マイナ保険証以外の資格確認方法について

- 資格確認書の種類等について
- 有効期限切れの健康保険証等に関する暫定的な取扱いについて



資格確認書の種類等について

資格確認書は「マイナ保険証をお持ちでない方」などに申請不要で交付されます。種類は、カード型の他に、はがき型、A4型、電磁的な方法があります。

患者が資格確認書を提示した場合には、オンライン資格確認等システムに照会することで保険資格の有効性が確認でき、喪失後受診を防ぐことができるため、医療機関等へのレセプト返戻を防ぐ観点からも受診時のオンライン資格確認をお願いいたします。

資格確認書の種類

1 カード

材質：紙又はプラスチック
大きさ：縦54mm、横86mm



2 はがき

材質：紙
大きさ：縦128mm、横91mm



3 A4

材質：紙
大きさ：縦297mm、横210mm



4 電磁的交付

スマートフォン等の電子機器の画面
(カード又ははがきの比率による)
※画面上に現在時刻がリアルタイムで表示されているもの



交付対象者

下記の対象者に対して、**申請不要**で交付される。

- ・マイナ保険証をお持ちでない方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・後期高齢者医療制度にご加入されている方や、新たに加入される方

※下記の方は、**申請により**交付される。

- ・マイナンバーカードでの受診等が困難で配慮が必要な方
- ・マイナンバーカードを紛失・更新中

種類

- ①カード型（プラスチックや紙の材質）
- ②はがき型
- ③A4型
- ④電磁的な方法※

※電磁的な方法の場合、スマートフォン等の画面に表示された資格確認書の内容で資格確認を行う

券面事項

氏名・生年月日・性別・被保険者番号（負担割合）・保険者名・住所 など

有効期限

5年以内で、保険者が設定することとなっております。

有効期限切れの健康保険証等に関する暫定的な取扱いについて

本年12月1日をもって発行済みの全ての保険証の有効期限が満了となります。

令和7年12月2日以降、有効期限切れの健康保険証、資格情報のお知らせの窓口提示が増えると想定されますので、以下の対応をお願いします。

また、患者に次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくよう働きかけをお願いします。

有効期限切れの健康保険証又は資格情報のお知らせを提示



マイナ保険証又は資格確認書を持っている場合

マイナ保険証での受付又は資格確認書に記載の情報に基に、オンライン資格確認を行ってください。

持っていない場合

加入している保険者によらず、令和8年3月末までに限り、患者が持参した「有効期限切れの健康保険証」、「資格情報のお知らせ」から確認できた被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割等の一定の負担額を求めてレセプト請求を行うことも可。
その際は、患者に次回以降はマイナ保険証又は資格確認書を持参いただくようお声掛けが必要。

4. その他のご案内

- スマートフォンでのマイナ保険証利用について
- 訪問診療等、オンライン診療等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入について
- 医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化



スマートフォンでの保険証利用について

令和7年9月19日より機能を開放し、スマートフォンの読み取り環境が整った施設から順次運用を開始しており、約4.7万施設（令和7年11月19時点）で導入が完了しております。

スマートフォンを読み取るための汎用カードリーダー等の購入費用に対して補助を行っていますので、対応をご検討ください。（補助期限：令和8年1月31日）

スマートフォンのマイナ保険証

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをスマートフォンに追加することで、ご利用の顔認証付きカードリーダーに対応した汎用カードリーダーにスマートフォンをかざして医療機関・薬局でご利用できます。



◀汎用カードリーダーが不要な顔認証付きカードリーダー

こちらのキヤノンマーケティングジャパン社の顔認証付きカードリーダー（Hi-CARA）をご利用の施設は、汎用カードリーダーの購入、接続設定は不要で、スマートフォンをかざすことができます。

導入にあたっての補助

スマートフォンを読み取るための汎用カードリーダー等の購入費用に対して補助を行っています。

補助は、医療機関等向け総合ポータルサイトにてクーポンコードを取得し、そのクーポンをAmazonビジネスの専用ページで利用して購入する形式です。

- ・補助対象機器：汎用カードリーダー、USBハブ、USB延長ケーブル
- ・補助内容：クーポンコード1つあたり補助上限は7,000円(1.4万円を上限に1/2を補助)

購入期限 令和8年1月31日

※期限間近は希望する製品が購入できない場合があります。お早めにご利用ください。

※購入にあたっては、Amazonビジネスのアカウントが必要です。

（参考）汎用カードリーダーの設置イメージ



【操作の流れ】

- ①顔認証付きカードリーダーでスマホ利用を選択
- ②該当する端末を選び、対応する本人認証を実施
- ③スマホを汎用CRにかざし電子証明書を読み取る
⇒マイナンバーカード利用時と同様に、顔認証付きカードリーダーで同意情報を入力

スマートフォンでの保険証利用について

導入の流れは、以下の3ステップです。医療機関等向け総合ポータルサイトに、詳細を記載した「スマートフォンのマイナ保険証利用に対応するための導入ガイド」を公開しております。

導入の流れ

1 汎用カードリーダーをAmazonビジネスの専用ページから購入

医療機関等向け総合ポータルサイトのログイン後のページでクーポンを取得し、Amazonビジネスの専用ページでクーポンを使用して購入してください。

注意

Amazonビジネス(専用ページ)以外からご用意した汎用カードリーダーを利用される場合、機種、ソフトウェアバージョン等により、正常に読み取りができない場合があります。
右の二次元コードから注意点を必ずご確認ください。



2 汎用カードリーダーを資格確認端末(PC)に接続、ペアリング設定

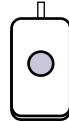
医療機関等向け総合ポータルサイトに、概要をまとめた手順書と、各顔認証付きカードリーダーメーカーの接続手順書のリンクを掲載しています。

用意するもの

資格確認端末(PC)
顔認証付きカードリーダー



汎用カードリーダー



実物のマイナンバーカード



※個人の情報は読み取りません。
設定のために必要となりますので、
職員等のカードをご用意ください。

3 受付等にステッカーを貼る

令和7年8月末に郵送したステッカーを受付等に貼り、スマートフォンのマイナ保険証に対応していることを患者にお知らせください。

スマートフォンの利用がシステムで確認できた施設は、厚生労働省のホームページで公開しています。以下で検索するとご確認いただけます。

スマートフォンのマイナ保険証対応医療機関・薬局



ステッカー例

スマートフォンのマイナ保険証利用に対応するための導入ガイド



二次元コード▼



-医療機関・薬局向け- スマートフォンのマイナ保険証利用に 対応するための導入ガイド

ポータルサイトにログイン後、上記二次元コードを読み取っていただき、「本ポータルサイトのアカウントをお持ちの方<ここをクリック>」を選択してください。

ご注意

- 本資料では、スマートフォンのマイナ保険証利用に対応するための導入手順を説明しています。
- 事前に医療機関等向け総合ポータルサイトでクーポンコードを発行し、Amazonビジネスで使用することで補助相当額を割り引いた価格で機器等の購入が可能となります。（購入後の補助金申請は不要）
本資料で手順を確認できます。

補助事業
の締め切り

令和8年1月31日

◀汎用カードリーダーが不要な顔認証付きカードリーダー
こちらのキヤノンマーケティングジャパンの顔認証付きカードリーダー（Hi-CARA）をご利用の施設は、汎用カードリーダーの購入、接続設定は不要で、スマートフォンをかざすことができます。

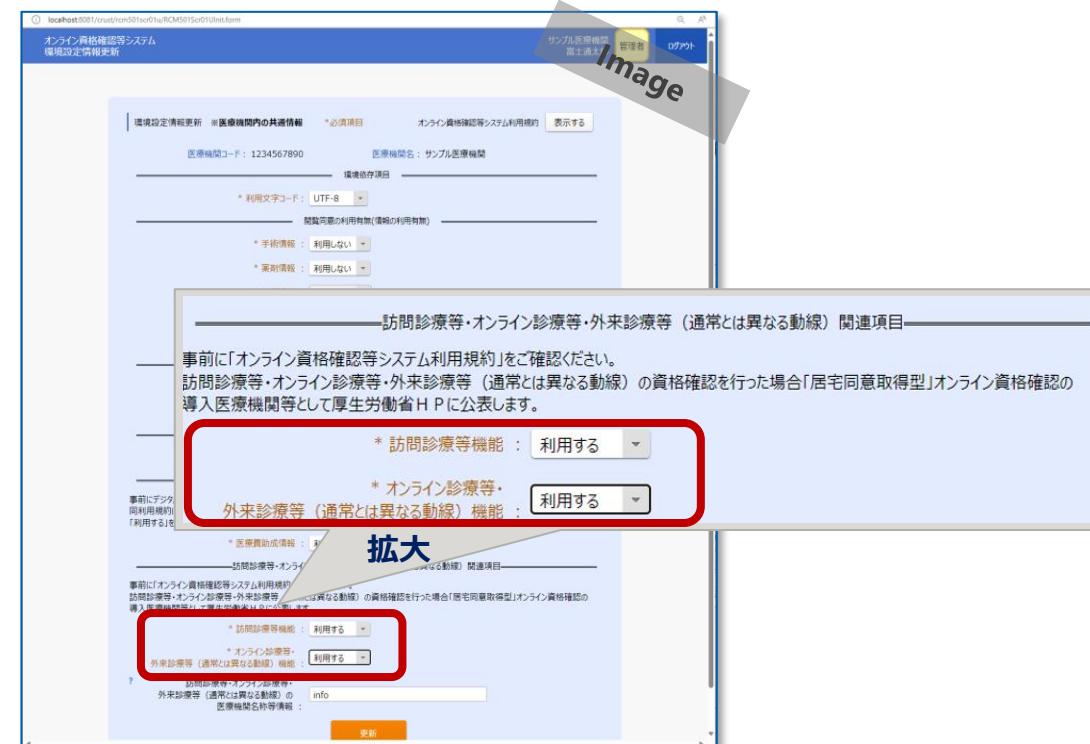
訪問診療等、オンライン診療等を実施する場合の オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入について

訪問診療等やオンライン診療等に関しては、令和6年12月1日でオンライン資格確認の義務化に関する経過措置が終了し、それ以降は、患者からオンライン資格確認を求められた場合には応じていただく必要がございます。導入に向けて、まずは、「オンライン資格確認等システム」の環境設定情報更新画面から設定を変更してください。

① 資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く
[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリック



②《訪問診療等・オンライン診療等・外来診療等（通常とは異なる動線）関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《訪問診療等機能》を「利用する」に変更



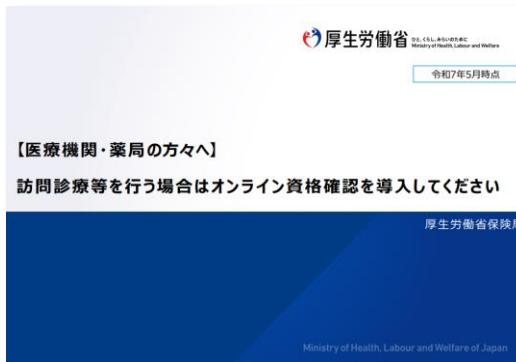
訪問診療等、オンライン診療等を実施する場合の オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入について

前項の手順に沿って、環境設定の変更が完了しましたら、以下の「概要資料」を参考に導入作業を進めてください。
モバイル端末購入やレセプトコンピュータ改修の補助もありますので、ご活用ください。（補助期限：令和8年1月15日）

訪問診療等

✓ 導入手順

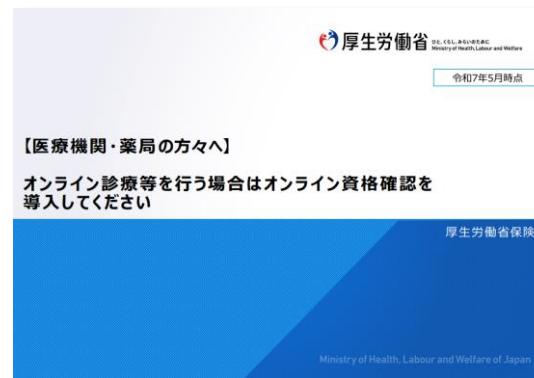
- 右記二次元コードから「概要資料」をダウンロードいただき導入作業をすすめてください。
マイナ在宅受付Web を利用の場合 …P16～18
マイナ資格確認アプリを利用の場合 …P21～25



オンライン診療等

✓ 導入手順

- 右記二次元コードから「概要資料」をダウンロードいただき導入作業をすすめてください。
P11～13をご覧ください。



✓ 導入に対する財政支援

申請期限：令和8年1月15日

	補助率	補助限度額（訪問診療・訪問服薬指導等）
病院	1/2	41.1万円 ※事業額上限82.2万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円)
大型チェーン 薬局	1/2	8.5万円 ※事業額上限17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円)
診療所・薬局	3/4	12.8万円 ※事業額上限17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円)

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。

✓ 導入に対する財政支援

申請期限：令和8年1月15日

	補助率	補助限度額（オンライン診療・オンライン服薬指導）
病院	1/2	39万円 ※事業額上限78.1万円 (レセプトコンピュータの改修：78.1万円)
大型チェーン薬局	1/2	6.5万円 ※事業額上限13万円 (レセプトコンピュータの改修：13万円)
診療所・薬局	3/4	9.7万円 ※事業額上限13万円 (レセプトコンピュータの改修：13万円)

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。
オンライン診療等と外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時）は同様のシステムとなるため、
いずれかでシステム改修を行っている場合は追加での改修は不要であり、追加での補助対象となりません。

診察券とマイナンバーカードの一体化は、医療機関にとっても、患者にとってもメリットがあります。
システム改修費用の補助も活用して、ぜひ導入してください。（補助期限：令和8年1月15日）

【マイナンバーカードと診察券の一体化のメリット】

- ✓ 患者はマイナンバーカード1枚で保険証・診察券の受付が可能に
- ✓ 医療機関の職員は診察券情報の手入力の負担軽減に
⇒ 窓口でのスムーズな受付が可能に！

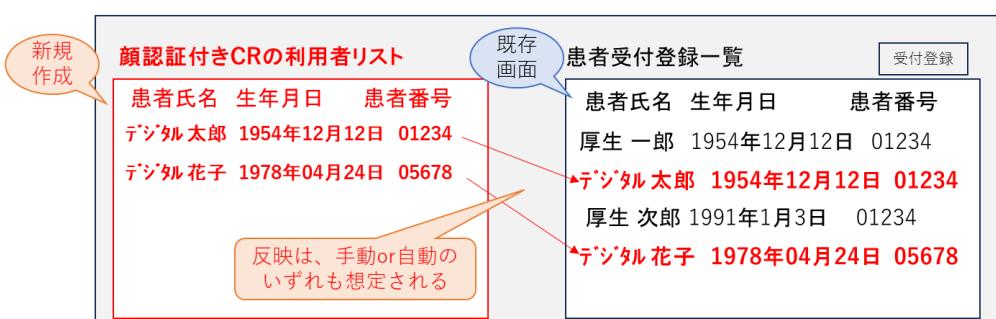
マイナンバーカードと診察券を一体化した医療機関（再来受付機の活用）



【マイナンバーカードと診察券が一体化した後の医療機関の運用】

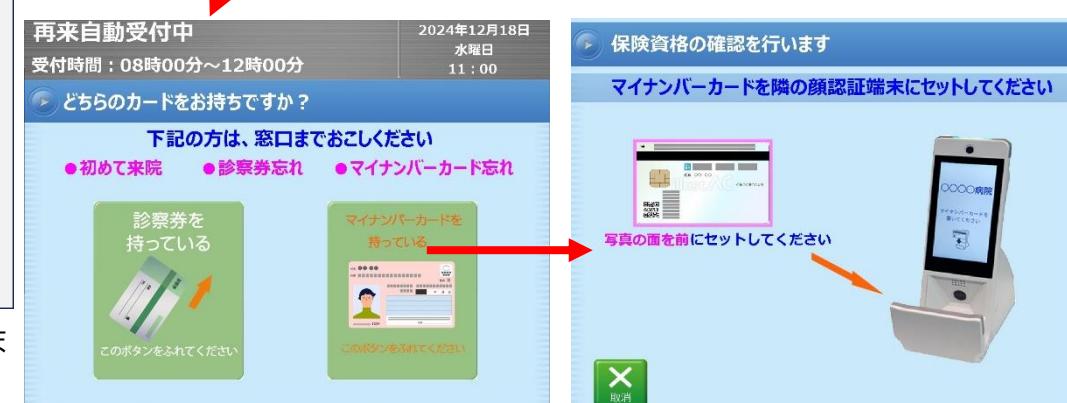
- 診察券番号を入力しなくても、患者がマイナンバーカードで受付をすることで、患者情報がレセコンに反映され、受付順で一覧化も可能。※要レセコン改修（補助金の対象）

レセコン画面（受付処理画面）のイメージ（一例）



- （再来受付機の場合）受付まで移動することなく、再来受付機の操作とまとめて資格確認を行う導線が可能。

⇒ いずれの場合も、診察券利用時と変わらずに受付ができる



医療費助成の受給者証及び診察券の マイナンバーカードへの一体化

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に係る改修をすると、補助金を受給することができます。（「薬局」は医療費助成の受給者証の一体化のみ）
支給条件等の詳細は、施設種別の補助金リーフレットをご参照ください。

診療所向け

URL ▼

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001490915.pdf>

病院向け

URL ▼

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-ja/12600000/001490913.pdf>

薬局向け

薬局のみなさまへ

**医療費助成の受給者証の
マイナンバーカードへの一体化に関する
補助金の申請を受け付けています**

**医療費助成の受給者証の
マイナンバーカードへの一体化による多くのメリットがあります**

令和7年度10月版
薬局向け



自治体

医療費助成受給者オンライン
医療費申請と連携



医療機関・薬局

データ連携により、医療費申請
コト無理で簡単です！



患者

マイナンバーカードで
受給可証による、利便性が向上！



補助金の申請で
内

薬局においては、医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するための操作について、補助金を受給できます。



医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！

医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するための操作について、補助金を受給できます。

大型チェーン薬局以外

5.4万円を上限に補助
(事業主: 3万円を上限に) (子供: 1万円)

大型チェーン薬局

3.6万円を上限に補助
(事業主: 2万円を上限に) (子供: 1万円)

マイナ保険証を基とした仕組みへの移行を受けて、
是非このチラシでレシピの送信をご検討ください。

厚生労働省

厚生労働省のマイナンバーカード連携システムの一部立ち上げ
非連携をすまい、利便性の高い

URL ▼

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/000012600000/001490917.pdf>

診察券一体化にいち早く取り組まれた、タワーリバーク眼科
(旧:大塚眼科クリニック) の事例紹介動画も、ぜひご覧ください。



二次元コード



URL ▾

https://youtu.be/f-GVmYc2qZ0?si=hgWgTibQ_GeCD SA5

お問い合わせ先

オンライン資格確認に関する不明点等があれば、以下お問い合わせ先にお願いいたします。

問い合わせ先

1. 医療機関等向け総合ポータルサイト：

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index

※画面右下の「シカク君」がご質問にお答えします



医療機関等向け総合
ポータルサイト
二次元コード

2. オンライン資格確認等センター：0800-080-4583（通話無料）

（月～金：8:00-18:00、土：8:00-16:00 ※いずれも祝日を除く）



3. オンライン資格確認等問合せフォーム：

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com_med_inquiry

オンライン資格確認等
問い合わせフォーム
二次元コード

アンケートにご回答ください

- この度は、「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けた準備セミナー」を視聴いただきありがとうございます。
- 厚生労働省では、定期的にこのようなオンラインセミナーを開催する予定です。
- 次回以降の開催に役立てるため、以下アンケートへのご協力をお願いいたします。

①QRコード読み取り



【質問フォーム】 ※別のページが開きます

「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けた準備セミナー」視聴に関するアンケート

この度は、「マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けた準備セミナー」を視聴いただきありがとうございます。

厚生労働省では、定期的にこのようなオンラインセミナーを次回以降の開催に役立てるため、アンケートへのご

②アンケートにご回答し、「送信」ボタンを押してください。

1-1

動画を視聴いただいた感想をお教えてください。

- とても参考になった
- 参考になった
- 参考にならなかった
- まったく参考にならなかった